

納骨堂のきまり

- 一、納骨堂は、永祥寺のお檀家さんだけが使用できます。
- 二、納骨堂の権利は、檀家代表者の兄弟へ譲ることができます。譲り受けた方は檀家となり年会費9,000円のご協力をお願いします。
- 三、納骨堂の管理料は無料です。
- 四、納骨堂の名義は、名義人がお亡くなりになっても当寺が無断で変更することはありません。変更は檀家代表者がお申し込みください。
- 五、次の①から⑦のどれかにあてはまったときは、納骨堂は無償で返却していただきます。
 - ① 他人に譲ったことが判明したとき。
 - ② 不要となったとき。
 - ③ 檀家をやめるとき。
 - ④ 連絡のつかない状態で5年以上年会費の納入がなかったとき。遺骨は合葬いたします。
 - ⑤ 納骨以外の目的で使用していると確認されたとき。
 - ⑥ 絶家となったとき。（ただし関係者が引継ぎ年会費を納める場合は納骨堂を保持します）
 - ⑦ 葬儀を行わず当寺に無断で納骨していることが発覚したとき。檀家登録を抹消し遺骨は返却いたします。

■平成25年9月改正部分

⑥の場合、納骨堂の返却と合葬を保留します。近親者に当寺にお越しいただき、返却手続きと合葬の時期を協議します。年会費を納める方がいなくても納骨堂を保持します。保持する期間は最長で13回忌終了までです。檀家が無くなるので年会費納入は不要となります。

13回忌以降も保持したい場合は新しい管理者を決めていただき13回忌からの年会費を納入していただく限り保持できます。

■令和3年4月改正部分

内容重複箇所を統合し、管理料が無料であることを三に明記

■令和5年4月改正部分

⑦を追加

付則

この規定は昭和56年2月15日より施行する。

この改正は平成25年9月12日より実施する。

この改正は令和3年4月10日より実施する。

この改正は令和5年4月19日より実施する。

曹洞宗十勝山永祥寺

住職 織田秀道

